

「就業規則の改正等について」に関する申し入れ 申2号 3月17日開催 団体交渉行う!! ②

5. 住宅手当の支給要件の見直しを行う理由を明らかにすること。また、年間の住宅ローン返済額を月平均とした額が「住宅ローンの月額負担金額」算出の月の返済額になるのか明らかにすること。

組合

- ・支給要件の見直しを行う理由は？
- ・持ち家推進の考えなのか？
- ・毎月と賞与の返済額合計を反映した支給額になるということで良いか？
- ・夏冬賞与分の返済額が異なる場合も上記と同様の考えで良いか？
- ・ローン返済額の変更があった時の取り扱いは？

会社

- ・月額返済のみ利用者との不公平をなくするため
- ・そこまでの考えではないが、出来る限りのサポートをしたい。
- ・その通りだ。年2回の賞与返済分を反映する。
- ・その通りだ。住宅ローン返済予定表を添付して頂き確認する。
- ・変更になった際に申請して頂く。返済予定表を基に支給額を支払う。

6. 通勤手当の支給要件の見直しを行う理由を明らかにすること。また、公共交通機関とは具体的に何を指すのか明らかにするとともに、JR東日本以外の新幹線を利用する場合も適用されるのか明らかにすること。

組合

- ・支給要件の見直しを行う理由は？
- ・乗車区間に運賃が公告されている乗合の公共交通機関とは何か？
- ・JR東日本以外の新幹線の利用も可能か？

会社

- ・社員の福利厚生の上昇を図る観点から、JR東日本の制度を参考にして行った。
- ・鉄道・バスなどであり、タクシーは含まない。
- ・可能だ。ただし、東京一大宮駅間、東京-新横浜駅間は認定しない。

7. 在級年数の短縮を行う目的と実績を明らかにすること。また、「期待する役割」の達成状況の判断は、誰がどのように行うのか明らかにすること。

組合

- ・在級年数短縮の目的は？実績はあるのか？
- ・「期待する役割」の達成状況は誰が行うのか？
- ・女性設備がなく異なる駅での勤務が出来ないなど「期待する役割」の項目が達成できる職場環境にない管区がある。

会社

- ・実績はない。成長意欲や能力の高い社員は短縮して早く上位等級で役割を果たしてほしい
- ・管理者が行う。自ら行うことは馴染まない。
- ・そのような管区では、別の駅ではなく、複数担務が出来るということで見えていく。

8. 就業規則の改正等を実施するにあたっては、社員等に周知・説明すること。

組合

- ・周知方法はどのように行うのか？
- ・多くの変更点があるため、質問等に答えられるように、管理者に対する教育を行うこと。
- ・各社員が不利益を被らないように、丁寧な説明をすること。

会社

- ・掲示板、タブレット、点呼等で周知する。
- ・管理者用の想定問答集を提供している。それでも、不明な点は支店や管区長に問い合わせしてほしい。
- ・不利益になることは想定していない。しっかりと社員に伝わる伝えることが大切である。

**不明な点などの解決・解消を目指して団体交渉を行ってきました!!
JR東労組に結集し、働きやすい職場を創り出そう!!**